

開 議

○浅野敏明議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○浅野敏明議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日の引き続き行います。

初めに、政党代表質問を昨日に引き続き行います。

それでは、順次ご指名いたします。

今泉春江議員の質問

○浅野敏明議長 順位6番、議席番号14番、今泉春江議員。

(14番今泉春江議員登壇)

○14番 今泉春江議員 おはようございます。

日本共産党の今泉春江でございます。

まず、最初に日本共産党長井市委員会が行った「長井市をもっと住みやすい町に」という市民アンケートに関して伺います。

このアンケートは共産党が初めて行ったもので、11月下旬から1月上旬まで5,000世帯に手配りして行いました。これに対し、市民から2

月上旬まで174通の回答が寄せられました。回答率は3.48%で、回答率では県内でも高いほうです。

日本共産党長井市委員会は、その回答を長井市全地域の一般新聞としんぶん赤旗に1万200枚折り込みをして市民にお知らせいたしました。

また、3月2日に長井市長と長井市議会議長に、市民アンケートによる市民の市政への意見と要請として届け、市政に反映されるよう要請をいたしました。届いた回答はいずれも切実なものです。すぐに取り組みなければならない緊急なものもありましたので、そのことについて質問と提案をいたします。

そこで、まず市長に要請書としてお届けした市民の意見や要請の受け止めをお聞きします。

次に、寄せられた意見の中で緊急に取り組んでほしいものについて質問と提案を行います。

最初に定住促進住宅ながいみなみの子育て世帯の入居条件についてです。

共産党長井市委員会が行ったアンケートに暮らしはどうなりましたかという質問があり、そこでは大変苦しい23.3%、少し苦しい36.0%、何とも言えない30.2%となっており、市民の約60%は暮らしが苦しいと回答しています。特にひとり親世帯、それも母子家庭世帯の暮らしは厳しく、コロナ禍で給料が減り、そこに物価が高騰し続けており、光熱費の値上げなどもあり暮らしていけない、助けてくださいと悲痛な声が届いております。

コロナ禍ということもあり、本市ではひとり親世帯への支援金支給などを行いましたが、それだけでは十分ではありません。特に、ひとり親世帯にとっての家賃の負担は大きく暮らしを圧迫しています。

そこで、質問します。定住促進住宅ながいみなみにお住まいの子育て世帯のひとり親の方数人から、入居条件について要望が寄せられました。一つは、高校生になった子供がいて2年の

契約が終了するので再契約すると一般世帯の料金となるので暮らせない。どこか引っ越しが必要だが、お金もなく引っ越せない。また、児童手当は中学まで、高校はお金もかかるのに児童手当もなく、何とか高校卒業まで子育て世帯として入居条件適用にならないか。市役所に問い合わせると決まりだからと言われ、ひとり親では限界ですと書かれておりました。

また、別の方は、来年2年の契約が切れ、子供も高校生なので出なければならない。お金がないと言うと貸付けがあるとされたが、借りれば返さなくてはならない。長井市としての支援を求めたいと話されていました。

さらに、別なひとり親世帯の方は、別れた夫は自営業だが、不景気で養育費ももらえない。小学生、中学生、大学生と3人いる子供を養育するために祖父母の年金から援助してもらっているが足りない。高校も地元に入れないと通学費用がかかる。給食費の無償化や通学費用の補助など支援してもらいたいなど、いずれもひとり親世帯の深刻な要望が寄せられています。

定住促進住宅ながいみなみの入居募集案内を見ますと、一般世帯、子育て世帯、転入子育て世帯と分けられ、家賃の金額が定められています。また、子育て世帯とは15歳以下の同居親族を持つ世帯となって契約は2年となっており、さらに子育て世帯は15歳以下の同居親族がいなくなったとき、または入居開始から10年を経過したときは再契約はできないとなっています。

さらに詳しく言いますと、一般世帯より子育て世帯の家賃は1万5,000円ほど低く2万9,200円、転入子育て世帯はさらにそこから1万円ほど低くなっていますので、大変助かっていると思います。

そこで、お聞きします。この募集案内では、子育て世帯の条件が15歳以下の同居親族を持つ者だけと記載されています。しかし、子育て世帯には両親がいる世帯、そしてひとり親世帯と

2通りの世帯があります。ひとり親世帯の子供が高校生になったので決まりで再契約ができないということは、非常に厳しいものです。子育て世帯の中にひとり親世帯を分けして、高校まで入居条件の延長を認めてはどうでしょうか。定住促進住宅ながいみなみは空き室もあり、次の入居希望者が次々と待っているわけでもありませんし、空き家にしてしまうと部屋も傷みます。引き続き高校卒業までの2年か3年の延長入居となればひとり親の支援が可能です。2年から3年の延長には財源の必要はありません。

岸田政権は、異次元の少子化対策、子育て支援として公営住宅の家賃補助や高校までの児童手当などと話されていますが、国の支援を待っているわけにはいきません。本市でできる支援を緊急に求めます。市長の答弁を求めます。

次に、義務教育の給食費無償化についてです。

次年度の給食事業では当初予算で15円の食材負担を提案されており、今までの10円とこの15円で合計25円を市が毎食負担することになり、給食費の保護者負担は今までどおりとするとの説明がありました。物価高騰でも質を落とすことなく、今までどおりの給食となることはよかったですと思います。今の厳しい経済状況の中で、給食費無償化は子育て世帯、ひとり親世帯への暮らしへの大きな支援として何よりも大事であり、必要だと思います。

私たち共産党は、今国会でも憲法第26条の義務教育は無償に基づき義務教育の給食費の無償化を国に強く求めております。私たちは、市長のお考えと同じように給食費無償化は国が取り組むべきものと考えており、私たちも本市で国の責任で無償化するよう市民とともに運動の推進に力を入れていきたいと考えています。

本市では給食調理場が新しくなり、アレルギー対応や児童センターへの配食なども行い、何よりも先端の衛生管理の調理に取り組み、子供、生徒たちへの食育、健康に大きく寄与している

ものと思っています。

しかし、先ほども話しましたが、今、物価、電気料などあらゆるものが高騰しています。ところが給料は上がらず、暮らしがますます大変になってきています。その中で、保護者からは給食費無償化の要望があります。財源などの課題もありますが、少子化が進み子供の数も少なくなっており、この子供への支援は緊要です。国の実施を促進するためにも市による給食費無償化を要請し、市長の答弁を求めます。

次に、8月3日の豪雨災害の教訓から学ぶべきこと、取り組むべき対策について質問いたします。

このたびのアンケートの回答に、昨年8月3日の豪雨の避難について多くの方が意見を寄せています。避難しなかった市民の中には、今までも危険はなかったから、近くの川の様子を見て大丈夫と思った、避難指示が分からなかった、聞こえなかったなどがありましたが、避難指示が出ても危険性を感じていないことが分かります。避難しなかった方は自分の判断でそうしていますが、避難したくても避難できない方も大勢いました。車もなく避難できない、足が悪く歩けない、避難所が遠く行けない、夜なので雨の中に行くのは危険と考えた、高齢のひとり暮らしなので避難できない、もし被害に遭ってもこれも運命と思って自宅にいたなど深刻な状況が寄せられ、大変驚いています。

アンケートの回答の中で、豪雨の被害状況を地図で示している方などにはお伺いして状況や要望をお聞きしました。最上川に近い館町北の方は、近くの田んぼ沿いに川があるのですが、前回は消防ポンプが来て排水してもらったので浸水は何とか逃れたが、今回は市に電話したが来てもらえず玄関まで水が上がってきたので長井南中学校に避難しようとしたが、バイパスが豪雨で通れず仕方ないので最上川の堤防に上がり駅前方面に抜け、避難所の長井南中学校に行

ったと話されました。最上川の水位も危険な状況なのに、そこしか道がないので堤防に上がることはどんなに危険だったかと驚きましたが、そうしても避難できたことは幸いだったと思います。その方の自宅は床下浸水、車庫は浸水してしまいましたが、罹災証明書を頂けることも分からなく、ぬれてしまったものは何回もごみ処理場に運んだなどと話しました。今回の豪雨では、このような幾つかの課題が浮き彫りになりました。また、災害はいつ来るか分かりません。次の取組を求めます。

高齢者や体の不自由な方の避難方法、安全な避難ルートの確保、情報の速さとの確な対応、排水ポンプの常備について、全世帯への防災ラジオの配布についてです。これらはいずれも本市で取り組んでいるとは思いますが、地域の方々の協力なども含め改めてこのたびの豪雨災害の課題としてどう取り組み、進めていくのかを具体的にお答えください。

以上、壇上からの質問と提案とします。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

日本共産党の今泉春江議員から、4点にわたりますてご提言、ご質問いただきました。順次お答えを申し上げます。

まず、最初に日本共産党長井市委員会が行ったアンケートについてということで、「長井市をもっと住みやすい町に」のアンケートについての市長の受け止めはどうかというお尋ねでございます。

議員からございましたように、去る3月2日に今泉春江市議会議員と日本共産党長井市委員会の今泉義憲委員長様のほうから、大変お忙しい中わざわざ市のほうにお越しいただきまして、アンケートの結果について意見と要請ということで頂戴いただきました。誠にありがとうございます。

このたび長井市委員会のほうでは、11月から

1月にかけての大変厳しい冬の時期に5,000世帯の方々に直接配布されて、そして174通の回答をいただいたと。そのアンケートの結果をまとめて、詳しく私どものほうに頂戴いたしました。まずもって厚く御礼を申し上げたいと思います。

この受け止めはどうかということでございますけれども、率直に言ってアンケート項目は11項目でございましたけれども、そのほか自由に記載したその記載の内容を恐らく全てだと思わんですが記載いただいて私どもに頂戴いただけということで、こういった一人一人の市民の声を真摯に受け止めながら市政運営に生かさなければならぬと思います。

特にやはり気になった点が、気になったというか重く受け止めなきゃいけないところは、今の生活状況はいかがですかと。まず最初の質問でございますけれども、やはり大変苦しいあるいは少し苦しいという方々が6割を超えているということから、やはりコロナ禍のこの3年間、4年目にかかりましたけれども、本当に市民の皆様大変苦しい生活の中で頑張っておられるんだなということを改めて痛感したところでございます。

また、市政が力を入れるべき点は何かということで5つ選んでくださいと。一番大きかったのは、やはり医療・介護・福祉サービスの68.5%、あるいはそういった保険料などの負担軽減62.9%、あと子育て支援が47.2%、あと行財政改革、防災対策等々あるわけでございますけれども、やはり日本共産党さんのアンケートということで長井市もそうなんですが、国政に対するやはり非常に不安とか不満、そういったものが多く寄せられたのかなと思いました。

昨日の代表質問あるいは政党質問の中でもお答えをいたしましたけれども、昨年はコロナ禍ではございましたけれども、私ぜひ市政の状況とかこれからのまちづくりについて市民の皆様

にタウンミーティングということで最低30か所ぐらいしたかったんですが、残念ながらやはりなかなか受け入れていただけなくて17か所にて済んでしまったんですけども、あと、あわせて、これは長井市まちづくり青少年育成市民会議さんのほうのお計らいといいますか、あと教育委員会がご協力いただき各学校もご協力いただいて長井南中学校、長井北中学校とそれから長井高校、長井工業高校に大体40分から50分ぐらいの時間をいただいて長井市のまちづくりとか、これからどんな課題がいろいろあってそれを解決するために頑張っていくかとまちづくりの将来展望などもお話をさせていただきました。こういったことで、やはりもっともっと市民の皆様と直接対話、意見交換できる機会を設けなければならないなと改めて思ったところでございます。

ぜひ今日もこの後3項目のご質問、ご提言をいただいておりますので順次お答えさせていただきますが、この中で実際このアンケートから今泉議員からご提言いただいた点については後でお答え申し上げますが、実は私は勘違いしてた件がありまして、ああそうかと。これは教えていただかなかつたら分からなかったなど。それはすぐ改善しようと思っておりますが、アンケートの中で市長も5期目なのでおごり高ぶるだろうと。しっかりとチェックしてくれというような言葉ありましたけれども、私は初心に返って謙虚に、ただし曖昧にするのは私はあんまり好きじゃないので、議員のほうからのご提言もそれは違うんでないかというところは違うと言わせていただきますし、あとおっしゃることごもっともだというものはきちんと受け止めて改善していくということでこれからも頑張っておりますので、引き続きご指導よろしく願い申し上げます。

それでは、まずはアンケートありがとうございました。

2点目の定住促進住宅ながいみなみの子育て世帯の入居条件についてということで、議員のほうからは子育て世帯の入居条件についてひとり親世帯は高校卒業までとする入居条件の緩和を求めるといようなご提言をいただきました。

定住促進住宅ながいみなみは、平成26年度末に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から雇用促進住宅ながいみなみ宿舍を取得し、平成27年度から管理を開始しております。定住促進住宅ながいきたは、平成29年度に国の旧国家公務員合同宿舎長井住宅を取得いたしまして、ながいみなみと併せて長井市定住促進住宅管理条例に基づき管理運営を行っております。運営については、従前の雇用促進住宅の家賃制度をおおむね引き継ぎながら定住促進住宅として市外からの転入及び定住の促進を図るとい趣旨の下、長井市の管理運営の開始と併せて子育て世帯の家賃区分を創設したところでございます。

住宅の家賃は、議員からも紹介ございましたが一般世帯を4万4,200円、市内の子育て世帯を2万9,200円、転入子育て世帯1万9,200円、1万円低く設定しております。そして、家賃とは別に毎月の共益費を800円とさせていただいております。

子育て世帯、これは義務教育の15歳以下の同居親族を持つ世帯という定義だったんですが、ここのところが私は高校卒業までだと思ってましたので、18歳というふうに思っていました。それはなぜかという、同じ時期に市外から、あるいは市内の子育て世帯住宅の方々が土地を取得して、そして住宅を建てるときの補助金というものを設けてるんですけども、その際、これは18歳以下だと私は思ってたんですね。ですから、こちらのほうも18歳以下だと勘違いしておりました。今回改めて今泉議員からご指摘いただいて何でこうなってるんだって担当に聞いたら、ほかの市町村も大体こういうふうな要綱だからそれで15歳以下、義務教育までとしたと現

在の担当者じゃないんですがそういうふうに聞きました。

私の趣旨は、子育てというのは昔はもしかしたら昭和の時代は中学校を卒業して社会人になるという方も少なからずいらっしゃったかもしれないけども、今は何らかの形で高校じゃなくても専修学校とか進学する子供がほぼ100%なのでそれは合わないぞと。ひとり親ということに限らず、やっぱりこれは18歳までにしなきゃいけないんじゃないかと言ったんですが、いやいや市長、もう15歳って決まってるんですけど。そういうふうに定めてますということだったので、それは駄目だなと。

じゃ、ぜひすぐそれが18歳まで、今泉議員からご指摘いただいたようにこれするべきじゃないかと。やはり収入がないわけですから、収入がないご家庭のお子さんがある18歳までですけどね、何らかの事情で収入ない方ももちろんいらっしゃるわけですけどもその方は別とさせていただいて、18歳まではちゃんと支援住宅なんだから、ただ10年という期限はございますけども、これはぜひ直していくということで考えておりますのでよろしく願いいたします。

なお、定住促進住宅の間取りは6畳2間と4.5畳1間の3部屋と台所となっております、子育て世帯にとっては十分とは言えないまでも必要な広さは確保されていると思っております。

収入要件は入居申込者、現に入居し再契約をする方を含みますけども、収入の12分の1の額が家賃及び共益費の合計額の3倍以上であることと、これは通常の規定なんですけどもそういうふうにさせていただいております。

また、市では公営住宅、これ市営住宅についても整備を図っており、公営住宅法の目的は国及び地方公共団体が努力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより国民生活の安定

と社会福祉の増進に寄与することとありまして、公営住宅とは地方公共団体が建設、買取りまたは借り上げを行い、低額所得者に賃貸し、または転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものとしております。すみません、長々と。

長井市営住宅管理条例に基づきまして貝崎団地、下川原団地、新萩団地、花作団地の管理運営を行っており、条例第9条第5項の規定により、市営住宅の募集部屋に複数世帯が申し込んだ場合は、20歳未満の子を扶養している寡婦等を優先的に選考して入居させることができるようにしたため、市営住宅の間取りは花作団地においては6畳2間と8畳1間にダイニングキッチンとなっており、より広い間取りの部屋を提供しているところです。

以上により、高齢者・低所得者等の支援すべき方に対しては公営住宅法に基づき家賃の低廉な市営住宅を確保しています。

定住促進住宅は転入及び定住の促進を図るための住環境の整備を図るものであり、また転入世帯または子育て世帯に対して民間の住宅と比較して安価な家賃を設定することで一定期間の負担を軽減し生活環境を整えていただきたいということで、それぞれの目的に分けて市の住宅政策を講じているところでございます。

なお、家庭環境や離職等により個別の事情があり家賃の支払い等で困りの際は、引き続き相談に応じているところです。

また、定住促進住宅に子育て世帯として現在入居されている世帯が入居後に同居親族が15歳を超えた場合には、一般世帯としてそのまま入居していただくことができるように運営を図っているところでございますが、ここの部分を今泉議員からご提案いただきました。子育て世帯の入居条件の緩和について、子育て環境のさらなる充実支援を図るためにひとり親世帯にかかわらず18歳以下の同居親族を持つ世帯まで要件

を広げていきたいと思っております。現在の条例規程を見直しまして、早急に対応を図ってまいりたいと思います。子育て世帯が引き続き幸せに暮らせるための施策を推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、これとは別にひとり親世帯に対してこれは賃貸されている方、自己所有の方には支援してなかったんですが、平成31年と令和2年までなんですけども、2年間月額5,000円の補助をしてたんです。これをずっと続けていくつもりでおったんですが、令和2年度の後半あたりから新型コロナの関係でそういうひとり親世帯とか子育て世帯に対しての支援の制度がいろいろできたものですから令和5年度はこれを予算化しておりませんけれども、やっぱり私も長井市では施政方針のほうでもうたわせていただきました2つの基本的な考え方、1つは持続可能なまちづくりをしていくということと行政運営をしていくということと、もう一つはダイバーシティ、多様性とインクルージョン、包括的にいろんな方々がいろんな立場、年齢とか性別とかあるいは人種、宗教とかいろんな考え方、あと障がいとかそういったいろんな事情を抱えているのをお互いやっぱり認め合い、そしてお互いに共生できるようなそういう社会をつくっていくということをこれから私どもの全ての施策の理念として考えていくということでございますので、引き続き私どもも至らぬ点がありましたらご指導、ご指摘をいただければ幸いです。大変ありがとうございました。

続きまして、3点目の給食費無償化の取組についてということで、議員のほうからは物価高騰の中、大変な家庭の暮らしの状況が続いている。義務教育の給食費無償化の取組を行ってはどうかということのご提言でございます。

学校給食費の無償化について答弁申し上げます。

今泉議員からは、6月議会及び12月議会にお

いて同様の質問をいただいておりますので、基本的な考え方につきましては前回と同様でございます。改めて、ただやはりこれはいろいろ議論することは非常に意義があることだと思っておりますので、考え方をお話しさせていただきたいと思っております。

まず、1点目は長井市における学校給食についてでございます。

学校給食につきましては学校給食法にて定められておりますので、やはり我々地方自治体としてはこの法律に従って学校給食を実施していかなければならないということでございます。学校給食法第11条では、学校給食における経費の負担については学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は学校設置者の負担であり、それ以外の学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担と明記されております。学校給食については、原則として学校設置者の負担、保護者の負担がそれぞれ生じるものと捉えるべきものだと解しております。このところがやっぱり法律を変えていかないと、それでも学校給食の無償化をやってる自治体は少しずつ増えてきておりますので、やっぱりそういった状況を本当に岸田総理が異次元の子育て支援をするということであれば、この辺のところももう一回改める必要があるんじゃないかと。

昨日も内谷邦彦議員の質問でもお答えいたしましたけれども、やっぱり日本の出生率がなかなか上がらないというのは、要は結婚しないで子供を出産するという女性の負担といたしますかね、まだそういう社会的な差別がある。そういったものをなくさない限り駄目だと。やっぱりですから給食だってそれはひとり親でもいろんなご家庭あると思うんですが、そういう国でしっかりと子供が就学するときにはきちっと国でその給食費も負担しますよということをやれば

り明言してもらい必要がある。ちょっとなかなか日本の場合はそういったところが性的マイノリティーに対する考え方もまだまだ与党も遅れておりますし、やっぱりそういったところは世界の国々と合わせて改善していかなくちゃいけないと思うんですね。そういうふうに思っております。

本市では学校給食法の下、本市児童生徒の保護者より給食費を頂戴していただいておりますけれども、必要とされている家庭に必要な支援の考えに立ちまして、子育て応援として学校給食に対する支援を続けております。

令和5年度につきましては、これまでの給食1食当たり副食費10円を負担する学校給食費負担金401万7,000円、物価高騰対策として新たに給食1食当たり15円を補助する学校給食費負担軽減支援事業費補助金602万5,000円、合わせて約1,000万円の給食費支援事業を行っており、学校給食に対する保護者負担を据え置くということにしております。これによりまして、給食費1食当たりの保護者負担金としては給食費無償化団体を除いてとなりますけれども、県内自治体で一、二を争う極めて低い単価で頑張っております。しかしながら、質の高い大変栄養バランスにも配慮した給食の提供を継続していくというものでございます。

このほか、レインボープランの認証はえぬき1等米の提供支援として特別栽培米等供給経費負担金99万円、まると長井給食費負担金51万3,000円、地産地消促進事業費補助金として40万円、また農林課における学校給食地産地消推進事業といたしまして248万8,000円、合わせて440万円ということで、実際には無償化ではないんですが、無償化にも劣らないような地産地消にも配慮した多岐にわたる事業を令和5年度において実施するものでございます。

2点目として、給食費無償化に対する本市の考え方でございます。

国では、学校給食費の無償化については学校の配置者と保護者の協力により学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨に基づき、各自治体において地域の実情に応じてご検討いただくことがふさわしいとのスタンスを示してありまして、自治体の裁量によって県内においても幾つかの自治体が給食費無償化を実施しております。

しかしながら、給食費支援の在り方として無償化することが最適な方法なのかは疑問でもあるという旨は前回も答弁させていただいたところでございます。やはり各自治体の考えや実情に応じて学校給食への施策について取り組むべきかと考えております。

長井市では、議員からもございましたように2年前にもう50年以上経過した老朽化した学校給食共同調理場、これをもう本当にほかのハード事業と含めて次の50年しっかりとこの施設で運営できるようにPFI全体事業といたしまして約38億2,700万円、令和5年度においては学校給食費全体で2億1,855万5,000円もの費用をかけてありまして、長井市の幼児及び児童生徒に対して安全安心に給食を提供できる環境を構築しましたし、新たに置賜地域では本当唯一私どもが先行してると思うんですが、食物アレルギーのある子供にも対応した給食を提供する仕組みをつくりました。今泉議員におかれましてはこういった市の取組をお認めいただき、本市では先ほどご説明したような様々な学校給食に係る事業を展開していることをまずは今の段階でご理解いただければと思います。

あわせて、本市ではひとり親世帯、多子世帯など本当に必要な人に支援が届くように就学援助制度について周知、実施をしております。学校生活において必要な費用の一部を援助する就学援助制度により、令和5年度2月の時点で小学生120名、中学生61名が準要保護の認定によりまして給食費の支援を受けておりますことを

ご承知おきいただければと存じます。

あと3点目でございますが、給食費を負担いただいております保護者はどのように給食費について考えていらっしゃるかということでございます。

学校PTA、学校医等の代表から構成されます長井市学校給食運営委員会では、今年度においては3回、学校給食費については各学校のPTA内で話を詰めていただいた上でご意見を頂戴しており、昨年2月22日の委員会においても物価高騰の中、市のほうで財源を確保し給食費を据え置いていただいたことは本当に感謝しかないという言葉いただきましたし、給食費無償化は一見よさそうだが、給食が粗末になったり保護者として意見が言えなくなるおそれがある。結局、そういう運営委員会というのがなくなるんじゃないかということから、これからもこれまでも無償化に反対してきたと。それよりも給食の質、地元産の食材や栄養バランスへのこだわりをという市民の総意として本市の学校給食への取組について評価していただいたところでございます。

さらに、今後の物価高騰についても単に市に頼るものでなく、逆に市を支えていくような建設的な前向きな議論をしたいという貴重なご意見も頂戴いたしておりますので、いただいた意見を踏まえながら保護者負担を保ちつつ、安全安心で質にこだわる給食を提供することに努めていきたいと考えます。

なお、こういった総意とはいいながら、やはり一人一人のお立場から言えば本音としてはやっぱりこれは学校給食はそれは無償のほうがいいですよ。でも、これがやっぱり我々地方自治体、自治体によっては裕福なところもあります。私どもも含めて三割自治と言われて、7割は国に依存してるわけですね。したがって、その根幹の国を変えていく。何度も言いますけども、ぜひ現在の政府もいろんな異次元の子育て支援

をとということですから、ぜひここはもう共産党さんも自民党も公明党も何もありません。これはやっぱりしっかりと意見を戦わせていただいて、いろいろ国のほうでそういった施策を進めていただくようによろしくお力添えをお願いしたいと思います。

続きまして、最後の4点目の、すみません、できるだけ早くお答え申し上げますが豪雨災害から学び取り組む対策についてということで、豪雨災害での課題を解決する取組についてで高齢者や体の不自由な方の避難方法について等々のいろんなご提言をいただきましたので、お答えを申し上げます。

高齢者や体の不自由な方の避難方法についてお答えいたします。

平成25年に災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者など、避難行動要支援者の名簿を作成することが私ども市町村の義務となりました。また、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に対する災害時の避難の支援をより実効性のあるものとするために、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となっております。

長井市に在住の方で、災害時に避難する際支援が必要になる避難行動要支援者の対象者数は、令和4年12月現在で1,965名となっております。このうち、895名の方が名簿の提供に同意していただいております。ということは、それ以外の方は名簿の提供を同意していただけないんですね。こういう問題実はあるんですね。個人情報に関する事項となるため、同意いただけるまでかなり時間を要しております。これはもう6年、7年前ぐらいからずっとこういうことを地区長さんを通じて、あるいは直接民生委員さんを通じて市の職員がお願いに行ったり、あるいは地元地区長さんのみならず自主防災組織の皆様にもお願いしたりもしてるんですが、なかなか

この辺のところは何らかのやっぱりご心配があるのかもしれませんが、なかなかこれが進まない。名簿の提供については、平時から各地区の地区長様や各自主防災組織の代表者様、民生委員、社会福祉協議会、西置賜行政組合消防本部、消防団、長井警察署へ提出をしております。

なお、災害時には本人の同意がない場合でも情報の提供が可能となります。毎年、各地区長さんや防災関係機関の皆様に対しまして避難行動要支援者制度の説明会を毎年開催いたしまして、制度の概要や平時からの避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成などの周知、普及を行っております。普及活動を行うことにより、自ら避難することが困難な要支援者を地域そして行政で助け合う体制を構築することが期待されます。

加えて、自主防災組織につきましても日頃からそれぞれの地区の要支援者の把握や隣近所で要支援者を支援する方をあらかじめ決めていただくなどの取組を行っていただいております。避難行動要支援者の情報は、逃げ遅れの防止や避難所等における安否確認の迅速化につながる非常に重要な情報となりますので、地域と行政が一体となって一人の逃げ遅れも出さぬように努めてまいります。

2点目でございますが、安全な避難ルートの確保、情報の速さとの確かな対応についてということのご提言でございます。

安全な避難ルートの確保、情報の速さとの確かな対応についてお答えいたします。

まず、安全な避難ルートの確保ですが、令和4年8月の豪雨災害では市内のあらゆる道路が冠水し、交通障害の発生や冠水した道路上での車両の水没なども発生しました。議員からもご提案いただきました災害時の安全な避難ルートの確保については、特に令和4年8月豪雨のような未曾有の災害が発生した際、道路冠水など

の被害が多発し、また状況が急速に変化する中、住民の皆様一人一人の安全を確保した最適かつ確実な避難ルートを行政で選定するというのはその場では判断できない。結局、私ども行政はそこにいないわけですから、職員がまさか全体に出て情報を全部手中にするなんていうことは大変危険でこれもできないわけなので、これはおっしゃることは分かりますけれども困難だと思います。

比較は、大変失礼な言い方をして恐縮なんですけれどももう間もなく東日本大震災丸12年目なんですけど、あのときに津波のことですけれどね、津波でんでんことという言葉がずっとあったじゃないですか。あれは岩手で昔からの言い伝えだと。津波が来たら、そのときはほかの人のことは残念ながら気にしないでまずは自分で逃げろと。家族でも逃げろと、まずは。という言葉でそういう教訓があるわけですね。したがって、それとは比較にならないような状況であることは分かるんですが、でもやっぱり我々行政とか消防団とか警察でそれを一人一人にお知らせできるかっていったら、できないわけですよ。ですから、そこはやっぱり一人一人の意識なんですね。

ですから、防災ラジオの話もこの後ちょっとさせていただきますが、防災ラジオもなぜ希望者にとにかく、それ意識なんです。配っても多分使わない人は使わないですから。そうじゃなくて、これはいざというときに自分の命の情報をくれるんだということをやっぱりみんな認識してほしい。ですから、今回2回目です。できるだけ地区長さんとか自主防災組織の皆さんにお願いして、もらってない、ない方には全部配りたいです。これは1万1,000円もするんですよ。これだっていい起債で買えるチャンスなんです。というのは、それだけを買うには全部現金なんです。ところが、今回は伊佐沢地区のアンテナとか鉄塔を、中継塔を建てる

必要があるということで、それと一緒にすると7割の支援がいただけると。だからこのチャンスにできるだけ全員の方に、ただし配っても意識がない方はもう駄目です。ですから、そういったことの啓蒙も含めてやらなきゃいけない。ですから、自主防災組織の皆さんのご協力あるいはやっぱり隣近所、親戚で声をかけていただくということが重要だと思っております。

避難する際重要なことは、災害が発生してない平時から住民一人一人が避難所までの避難経路の安全性を確保しておくことが重要と考えます。具体的に申し上げますと、自宅から避難所に向かう際の経路を2ないし3コース想定しておくこととか、あるいは河川の近くやアンダーパスなど避難する際に避けるべき場所などのポイントもあらかじめ確認しておくことも重要でございます。また、各自主防災組織の方々を実施している各地区の防災訓練でも隣近所同士で実際に避難所まで避難を行い、危険箇所の把握や共有などに努めていただくということです。

なお、道路冠水についての情報については住民の皆様が避難する際の重要な情報になりますので、関係各課と連携しホームページ等で小まめに情報発信を行ってまいります。

続きまして、情報の速さとの確な対応についてでございますが、本市では令和3年度に災害対策室へ防災情報映像音響システムを導入しまして、令和4年度に4面のディスプレイだったんですが9面ディスプレイまでにしました。これ多分持っているのは市町村では置賜地域では長井市だけだと思います。このぐらい大きいのは、この機能強化向上を行ったことによりまして、災害が発生した際に様々な防災情報や気象情報などの情報を自動収集し一元化、共有することが可能になり、避難所指示等の判断についても視覚的、総合的に行うことができ、住民の皆様に対して防災ラジオやエリアメールによる防災情報をワンオペレーションで伝達することが可

能となりました。令和4年8月の豪雨災害の際も、この防災情報、映像、音響システムによる自動解析を基に総合的に判断して、住民の皆様に対して避難指示などを発令しております。

また、本市で力を入れております長井市スマートシティ推進事業におきまして、令和4年に市内の準用河川や小河川など20か所に水位を監視する河川監視センサーとカメラを設置しました。このシステムにより、最上川、置賜野川、置賜白川以外の支流河川の水位情報も把握することが可能となっております。令和4年8月の豪雨災害の際も、河川監視センサー、カメラにより支流河川の情報を把握、共有し災害対応に当たったところでございます。近年の災害は気象情報の変化により多様化、激甚化し、情報も急速に変化しますので、今後も防災情報システムと河川監視センサー、カメラの効果的な活用、また関係機関と連携を密にし住民の皆様に対して迅速かつ正確な情報発信に努めてまいります。

すみません、もう2つありますが排水ポンプの常備についてということで、近年の異常気象に伴う豪雨災害では市内でも内水被害が発生し、昨年8月の豪雨災害では記録的短時間大雨情報や線状降水帯による降水により最上川水位が氾濫危険水位を超え、これに伴う支川河川の内水氾濫が発生しました。

これポンプのことなんですが、議員からポンプについてはおっしゃることは分かるんですが、実は大きいのは国土交通省、中ぐらいのを県、そして私ども小さいものを備えようと。ただし雨が降ってるときは、要は消防団のポンプもそうなんですが、この排水ポンプも利用できません。それはなぜかという、非常に危険が伴うんですね。往々にしてこのポンプというのは堤防に置くわけですよ。その堤防のところに水位が上がっててごうごう流れるところを大雨で風が吹いたりして二次災害が発生するということから、実際はこれしておりません。大体収まっ

てから今度内水でたまってるのを排水するというのが考え方ですので、これについておっしゃることは分かるんですが、国と県と我々市町村、やっぱりそれぞれ役割分担をしながら排水ポンプの配置を、設備を充実させたいと思っております。それが内水被害に対する今できる備えなんです。

あとは、山からやんなきゃいけないです。治山事業、これ農水省管轄。そしてその下は砂防堰堤、砂防ダムです。これは国土交通省。そして河川になるわけですよ。それは大体県の河川です。西根が一番多いですけども、当然東山もあります。これらについて、やっぱり上から全部やっていかないと内水の被害って、みんな長井ではまちなかに集まることになってますからこれを解除できないということです。その辺はこれから鋭意努力してまいります。

あと防災ラジオについてなんですが、先ほど申し上げたとおりなんですが、ぜひこれやってるのは置賜地域では長井市だけですよ。ですからそういったことで一生懸命頑張っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。長くなりました。

○浅野敏明議長 14番、今泉春江議員。

○14番 今泉春江議員 市長のほうからは、細かくいろいろ答弁をいただきました。

市民アンケートは、ぜひ市政に生かしていただくように求めたいと思います。いろいろありがとうございました。

それで定住促進ながいみなみなんですけども、改善してくださるということで大変よかったと。もう本当に意見を寄せてくださった方の顔が、お会いしてないんですけども顔が何か浮かぶような思いでした。

それで、いつからこれがあれになるのか。3月でもう切れてしまうので、その処置というか処理というか、そういうものも本当は再質問でお聞きしたいところでしたんですけども、時間

もあれになったものですから担当者にお聞きしたほうがいいかなと思いますので、その辺はまたよろしく願いいたします。

災害についても、いろいろと取り組んでいることをご答弁いただきました。本当に情報がやっぱり遅いと避難も遅れるよね。それにはやっぱり情報の提供というのは防災ラジオなども上手に利用して、危険のないようにということを求めたいと思います。

時間もないもので、いろいろ再質問用意してまいりましたけども、また機会がありましたらよろしく願いいたします。

質問を終わります。

○浅野敏明議長 次に、個人質問を行います。

勝見英一朗議員の質問

○浅野敏明議長 順位7番、議席番号2番、勝見英一朗議員。

(2番勝見英一朗議員登壇)

○2番 勝見英一朗議員 政新長井の勝見です。本定例会では、質問は大きく市職員の時間外勤務等の状況と学校教育における基準の2点です。まず、市職員の時間外勤務と休暇・休業の取得状況に関し、副市長と総務参事に見解をお尋ねいたします。

最初に、この質問の観点から申し上げます。

昨年、東置賜郡の町の事業者に伺いました。そのときに、事業所を経営する方からさすが長井市は大したものだと言われました。手続に長井市役所に行ったら、待合スペースがあって情報を掲示する掲示板があって、職員の対応もこの手続が終わったら次に何番の窓口に行くと、とても丁寧に対応してくれたということで。そのほかにも、市役所職員は一生懸命仕事をしてくるという声も聞きます。これは市民と

して大変ありがたいことです。そのような職員になお一層健康で職務に専念していただきたい。そのためには適切な休みも必要だという思いから、現状に関して質問いたします。

まず、1点目は時間外勤務に関してですが、市の資料によれば時間外勤務が月45時間以上の職員の割合は令和3年度は9.3%、令和2年度が7.5%ということです。総務省の調査では令和2年度の市区町村平均は4.5%ですので、大きく開いていると感じました。ただ、ここ3年間はコロナ禍や庁舎移転など特別な事情があり、結果として時間外勤務が多くなったと考えますので、令和2年度以降の時間数をもって問題があるとは言えないとも思っております。

しかし、新型コロナウイルスへの対応は今後も続きますし、頻発する大規模な自然災害も100年に一度ではないと考えるのが常識になっている中では、市職員の精神的、身体的負担を軽減し、過重な勤務が続かないようにすることを考えなければならないのだろうと思います。

本市の時間外勤務が月45時間以上の職員の割合は、令和元年度は5.2%、平成30年度は3.8%でしたし、その2年間の月100時間超の職員の割合も0.4%でほぼ全国並みでしたので、まずは令和元年度当時の状況に戻していくことが必要だと感じたところです。

あわせて、他律的業務の比重の高い部署等として定められている部署における時間外勤務を見ていきますと、全国の市区町村平均に比べて高い状況にありますので、この部署に対する配慮も必要と考えます。

そこで、総務参事にお尋ねいたします。

まず、こうした時間外勤務の状況についてどのように把握されているか。

また、これを全国平均程度まで戻していくことが必要だと考えますが、それをどのように行っていくのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。